

**大分市自治基本条例検討委員会
第2回 市民参加・まちづくり部会 議事録**

日 時 平成21年11月24日(木) 10:00～11:25

場 所 大分市役所議会棟 3階 第3委員会室

出席者

【委員】

秦 政博 部会長、日小田 良二 副部会長、松尾 直美 委員、永岡 昭代 委員、
徳丸 修 委員、小出 祐二 委員 (計6名)

【事務局】

企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、
同専門員 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 足立 和之、同主任 阿部 美剛
(計6名)

【プロジェクトチーム】

(企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司)市民協働推進課主査 安東 孝浩、
広聴広報課主査 永田 浩貴、選挙管理委員会事務局主査 下村 光典
(統括者、副統括者除く:計3名)

【傍聴者】

1名有

次 第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 項目の検討
 - (2) その他

< 第2回 市民参加・まちづくり部会 >

事務局	皆様、おはようございます。 それでは、定刻となりましたのでただ今より、大分市自治基本条例検討委員会 第2回市民参加・まちづくり部会を開催いたします。 まず始めに、前回の部会におきまして、「付属機関の公開の状況を」と言われ ておりましたので、お手元に資料をお配りしております。 事務局の方からご説明をさせていただきます。
-----	--

お手元でございます「大分市における審議会等の公開状況について」と書かれております資料をご覧ください。前回のご指摘でございます「大分市における審議会等の公開状況について」ということで、「１．現在の状況について」でございますが、法律又は条例の定めによる審議会等の数といたしましては、現在、大分市では６７の審議会等がございます。その内、公開、非公開に関する規定についてでございますが、一応公開を規定してあるものがふたつ、「大分市佐賀関地域審議会」と「大分市野津原地域審議会」というところであり、また、非公開を規定しているものとしましては「大分市情報公開審査会」というひとつだけが明確に非公開を規定しておるところでございます。したがって、残りの６４につきましては、現時点ではどちらとも規定していないものという形で整理をさせていただいております。

次に「２．今後の対応（考え方）について」でございますが、本市としましては、この自治基本条例の制定に関する議論に先駆けまして、開かれた市政を推進することを目的に、現在、審議会等の会議の公開に関する基本的事項についての検討を進めているところでございます。下のフロー図にて簡単にご説明いたしておりますが、会議公開の基本的事項を規定し、会議の透明かつ公平な運営を図る、それが市民への説明責任を全うするための体制の整備や市民の市政に対する理解と関心を高める、よって最終的には開かれた市政の推進につながるというような考え方で、公開に関する基本的事項を定めるための検討を進めている状況でございます。以上でございます。

また、本日も欠席の委員さんよりメールでいただきました内容を、前回と同様に１枚の資料として配布いたしております。本日の項目であります「情報共有・説明責任」につきましては、現状があまり知られていないということであれば、取り組みの仕方によっては今後拡大する余地があると思います、「協働の推進」につきましては、一般の人が見てわかりやすいように、「まちづくり」に特化した方が良いのではと感じました、また「都市内分権・地域自治」につきましては、組織の横の連携が強化されるとお互いの悩みなどが共有できるのではと思います、やはり中心部の活性化は必要だと思います、最後に、地域のパワーも必要です、という形で意見が寄せられておるところでございます。以上、今回も参考という形で配布させていただいております。

それでは、進行を部会長、よろしく願いいたします。

部会長

おはようございます。早朝から寒くなりましたが、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

前回に引き続いての審議をして参りたいと思いますけれども、附属機関等についての宿題が出ておりましたが、今、事務局から資料の説明があったとおりでございます。

この資料の考え方は、公開の原則的な方向付けとする、ということでございますので、そうした意味において、この附属機関等についてという項目の取り扱いを進めてよろしいでしょうか。

各委員

はい。

<p>部会長</p>	<p>それでは、そういうことでこの項目を設置するというにいたします。</p> <p>それでは、「住民投票」までは済んでおりますので、次の「情報共有・説明責任」についての項目であります。この項目については、如何いたしましょうか。</p> <p>すでに情報公開条例等の条例もありますけれども、事務局、何かこれに関して説明がありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ここに関しては、皆様が一番身近なものは市報です。そうした部分でこちらからは情報提供、それを見ていただくことによって共有していただく、ということで現状は取り組んでいるところです。</p> <p>あとは、ホームページとか、市長が取り組んでおります、おでかけ市長室などの部分がこの中での具体的な事業になるのではないかと考えております。</p> <p>他都市の条例を見ましても、必ずこの項目はあるものでございますので、情報共有と説明責任ということで、こちらから情報提供をして、それを確実に市民の方に知らせるという仕組みを、ここで謳うような形になると思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>特段、ご意見がある方は。</p>
<p>副部会長</p>	<p>現状の情報公開、情報共有と言いますか、議会で今議論をして基本条例を作ってきた経緯の中で、要は議会の役割として、市政の中でどういうことが今起こっているのか、そのことが市民に与える影響はどうか、問題は論点、争点が明らかになることが、市民にとって一番良いということで、議会の役割とすれば、その論点、争点を市民の皆さんにわかってもらう、公開していくということを基本にして、組み立てていこうということをやっております。</p> <p>ただ、行政の側は、論点、争点の話にはなりませんので、それをどのように情報提供していくかといったら、今の広報手段というものが当然最善と思っておりますが、ただ、その情報量が莫大になると、その情報が混在してしまうということもありますし、市報程度のお知らせだけでは全く意味が通じないということもありまして、どこまでどういうふうに整理をしていくのかということが非常に大事なことだと思います。</p> <p>市民にとって一番欲しいのは、欲しい時に欲しい情報をいただくというのが一番かなと思いき、例えばホームページひとつとってみても、なかなか情報に行き着きません、今のホームページを見ると、だからホームページのあり方も考えないといけないのかなと思っております。</p> <p>行政だからどうか分かりませんが、この自治基本条例を作ることによって双方向というひとつの考え方に立てば、そういうのも少し取り込んで市民の皆さんがどういう情報を欲しがっているのかということも、手段として考えていくのも必要かなということがあるので、どういう中身になっていくかわかりませんが、そういう意味合いのものがあれば、より市民の皆さんの要望とか、知りたい情報だとかいうのが的確に把握できるようなシステムを作っていくということも必要だと思いますので、行政のできる範囲の中で、もう少し工夫を凝らせる部分があるのかなと、そういうものを何か理念的に整理をしていくということも必要かなと思っております。</p>

部会長	<p>特に、市民の側からの情報の要望について、どういう対応ができるのかというのを、この条例の中に組み込めないかというご理解でしょうか。</p> <p>他にございませんか。</p>
委員	<p>情報の共有をした場合にどんな結果が起こるのかということ、何を希望して情報を提供して、何を希望しているのかという観点で、では情報を提供された住民はどうするかといったら行政の事業に参画する、その参画をすることによって、行政と市民が協働でまちづくりをする、というような組織的なものを作らないと、共有というのは。</p> <p>本当に情報が欲しいのは市報では見られません、先ほど、副部会長さんがおっしゃったように、求める情報をどこに行けば得られるかという窓口みたいなそういうのを作って、そこで情報提供をもう一度方法を考え直した方が、せっかくのチャンスですから良いのではないかと思います。</p> <p>それと、説明責任というけど、説明されたらその説明に対して応答責任とセットするような、もう少しこれからせっかく条例を作りますので、全部一回洗い直した感じで、一番大事などういう方法でものを実施していくか、ではないかと私は思うのですけれども。</p>
部会長	<p>はい、共有と説明責任についての新たな、例えば市民参画の視点が必要ではないか、といったようなご意見ございます。</p> <p>他にありませんか、あるいはこういうご意見に対してのご意見はございませんか。</p>
委員	<p>市民の側、まあ市民が何を欲しているのかというのと、市が伝えたいことを同時に処理するのは難しいと思っておりますので、その辺の検討をしながら、これは与えるべきというような、もうひとつ検討ができるようなクッションがあると、そこで少し活かすべき情報が精査されるのかなと、全く素人的な考え方だと思いますが、条文だけでそれが適えばそれでよしなんですけど。</p>
部会長	<p>これは、先ほどの審議会の件とも重なるんですけれども、基本的に市の持っている情報は市民に伝える、という立場の中での考えというのが原則にあると思うんですが、委員さん、どうなんでしょうか。</p>
委員	<p>当然そうだと思います。</p> <p>ただですね、今、副部会長さんからもご指摘がありましたように、情報ツール、あるいは提供の仕組み、ルールというものを整理していくという必要は当然あるかと思うんですが、この条例の中で今、各委員さんがおっしゃったような方向で内容を盛り込むとすれば、これは当然に手続き条例を作らざるを得なくなってまいりますので、やはり基本条例の中でどこまで、そちらの方まで、副部会長さんがおっしゃいましたように、いわゆる理念的なものをどういった形で盛り込むか、そこに尽きようかと思えます。</p> <p>具体性を求めようとすると、どうしても手続き条例にならざるを得ないということではないかと思えます。</p>

部会長	<p>基本条例という性格からすると、そうした具体論を飲み込みながら条文を検討していく、というような部分を今、後で議論をしていくと。</p> <p>そういうことで、今の委員さんの発言もありますし、副部会長さんの発言もありますし、そういったことで整理をさせていただいてよろしいですか。</p>
各委員	はい。
副部会長	中身は今からですよ。
部会長	はい。
副部会長	<p>中身の時に十分また議論をさせていただければと思います。</p> <p>具体的な例を取ったら一番分かりやすいんですけどね。</p>
部会長	<p>それでは、たまたま今、委員さんの方から市政参画の視点という話しができましたので、それに関わる次の項目の「協働の推進」というところに入って参りたいと思いますが、部会の名称の議論の時に、若干この辺の話しがございましたけれども、皆さん、色々考え方も整理させておるんじゃないかと思いますが、この項目について少し揉んでみたいなと思います。</p> <p>どうぞ、ご意見をお願いします。</p>
副部会長	<p>一番最初の「市政への住民参画」と一応、一緒ということの考え方に立った時に思うんですが、ただ、この「協働の推進」という定義の中で考えていくと、例えばこの項目にありますように、市民と行政の役割分担の見え方ということは、一面では市民に義務を課すということが、当然、市民がこれを読んだ時に、我々もこういうことをしないといけないのかということが当然、読んで取れるんですね、この言葉だけで見ると、解釈の仕方によっては。</p> <p>その時に、信託される側の行政が市民に対してどこまで義務を課すのかといった時に、この自治基本条例の中にそこまで謳えるのかなというふうに逆に思うんで、「協働」という非常に難しい表現の言葉の中に市民が率直に捉えられるかどうか、あくまでも信託ですから、行政の一部を市民から、市民は行政の一部を例えば行政に信託するということになっていきますので、全部を信託している訳ではないので、ほんの一部を今言ったように行政に信託している訳ですから、逆にその条例を作ったことによって足枷になる、自由な市民の活動を制限する、というある意味ではそういった意味合いで取られることも十分考えられます。</p> <p>ですから、非常にここは慎重な議論が必要だろうと思いますし、ただ項目で一番肝心要の主管部の部長も居りますので、その辺のこれまでの、何というか名称が変わって1年になり、「大分市市民協働基本指針」ができて2年弱で、率直に感じられるようなところがあれば言及してもらいたいなと思います。</p>
委員	<p>私は、「協働」を直接ですね、課名も市民部の中に市民協働推進課というのがありまして、まちづくりが議論になったということでしたが、まちづく</p>

	<p>りのひとつの形として、市民参画の形として、「市民協働のまちづくり」ということを市長が市民の皆さんに呼びかけております。</p> <p>ご案内のとおり6つの柱を、例えば「市民の健康づくり」でありますとか、「日本一きれいなまちづくり」でありますとか、最近では「スポーツによるまちづくり」といった6本の柱を「協働」のまちづくりとして市民協働の推進を掲げておりまして、そのことが、総合計画で掲げるまちづくりを推進していく大分市としての意思を、市長としてこういう形でやりましょう、ということ呼びかけをさせていただいておりますので、私どもとしましては、「まちづくり」イコール「市民協働のまちづくり」であるという認識のもと、大分市全体のまちづくり、地域活性化に取り組んでおります。</p> <p>したがって、まちづくりという漠然とした、どこも掲げているまちづくりということから、一歩踏み込んだ形でそのまちづくりを推進していく原動力として、市民協働の形を皆さんで作り上げましょうと、そのことの具体的な中身として、いわゆる自助、自分でできることは自分でしましょう、次に共助といいまして、自治会とか隣近所の方の手助けをいただいて地域の課題を解決しなければいけない、あるいは自分の課題も解決しなければならないということであれば共助ということで一緒に助け合いましょう、そういうことによっては、中々解決できない地域の課題については、これは行政が責任を持ってやらせていただきます、これを公助と言いまして、自助、共助、公助という形で「市民協働のまちづくり」を推進させていただいております。</p> <p>「日本一きれいなまちづくり」が当初発端のひとつの事業でございましたので、そういう意味では自治会を中心に随分ご理解をいただけてきているのではないかと、現場を預かる者としてはそういう認識を持っておりまして、実は今日も富良野市が視察に参っております、殆んど毎週、何処かは視察に来ておりますが、「市民協働のまちづくり」イコール「大分市」といわゆる定着しており、全国の自治体の中ではそういう評価をいただいております。</p> <p>色々な特色ある施策ということでお見えになっているのだろうと思いますが、そういうことでは私どもはなかなか当初視察対応等については、あまり想定をしておりませんでしたので、嬉しい形で対応させていただいておりますけれども、そういう中では注目を集めている取り組みでもあると考えておりますし、議会のご理解もいただいて、色々な形で総務常任委員会等や議長さんから色々なアドバイスをいただいておりますし、そういう中で市民の皆さんに協力を働きかけて、運動としてはかなりの広がりを持つ中で順調に推進ができていますのかなと、もちろん至らないところもありますし、地域、地域の課題が完全に解決できている訳ではありませんが、「市民協働」という形を今後も続けて行きたいというふうな認識であります。</p>
部会長	<p>ということでございますが。</p>
副部会長	<p>今の委員さんの話も携わってきて良く理解できるのですが、要は一番最初の住民参加と下の地域自治、都市内分権とは若干違いますが、あとここの部分に関連があるんですね、この3つが。</p> <p>だから、敢えて項目としてこれを取り上げていくということの良いのかどう</p>

か、というのが少しありまして、非常にわかりにくい部分があって、今言ったように市民参加と地域自治というのがあって、全てその中に「協働」というのが入ってくる、という意味合いかなと思います。

私のイメージとしてあるのは、要は「協働」という意味合いが、当然、地域であるいは住民が担っていかないといけないというイメージといますか、行政が地域に対してそのことを請け負ってもらうというイメージがどうしても先行するものですから、今言っているのは、例えば安全とか、自分たちのまちづくりのために地域をあげて頑張りましょう、できることはやりましょう、ということはわかるんですけども、ただそこで止まらないで、エスカレートしていくということが将来考えられる、というのは、例えば首長が変わると、今の市長が「協働の推進」ということを特に打ち出してきた訳ですけど、またこれが首長が変わってくるとどうなるかわからないんで、首長次第によってはここがどういう使われ方になるかというのは非常に曖昧になってくるということなんで、そのところの考え方が果たして良いのかどうなのか、理念条例に謳い込むのがというイメージがあるので、それであれば市民参加と地域自治といえますか、ということを改めてもう一回整理し直した方が、返ってストレートに物事がこうわかりやすくなるというか、市民から見れば言葉はわかるんですよ、市民も多分「協働」というイメージ、意味は知っているんですけども、その奥にあるものの意味合いという、そこまでは理解できないと思うので、それを一旦謳ってしまうと、やはり「協働」というのがある以上、市民も当然義務化されますから、市民の皆さんもちゃんとしてくださいよ、という話に多分なりかねない、そうすると信託関係というのが壊れて、条理離脱というひとつの構想が出てきてしまうというふうに、極論を言えばそういうふうになるので、非常に取り扱いは慎重にさせていただきたいと思いますので、皆さんのご意見をいただければと思います。

委員

私はですね、今、副部長さんがおっしゃったのを前提としまして、「協働」じゃなくて、「市民参画とまちづくり」とかいう、言葉が違うだけかもしれませんが、そして、その中に一般市民が何を求めているかを検索するのを作って、次に市民がその気になるようなことを謳い込んだらどうだろうかと、そうすれば参画になって、「協働」とかいう感覚ではなくて、少し意味合いが変わってくるのではと思います。

委員

私は、直接、市民協働を推進する立場にありますので、少し私の考えを言わせていただきますと、この条例は基本的には市民協働と言う場合、行政側にとっては市民の皆さんに「協働」という理念をご理解いただいて、一緒にまちづくりをしましょうよ、という呼びかけなんです、この項目を起こすとすればですね。

行政がこの中に盛り込みたいと思うのは、市民の側からすると、自分たちのまちづくり宣言にあたる部分になると思いますので、自分たちの発意をここにお示しいただく、条例そのものは団体意思の決定ですから、市民の皆さんが作ったものでもあり、行政側が提案したのもあり、要は総意として団体の意思を盛り込むのがこの条例となりますので、決して行政事務条例とかといったように、何かを規制して罰則を課すとか、義務化するとか、責任を明確にするとか、そういう行政側の思惑に基づく手続き的な条例ではないと思います。

	<p>ですから、これはあくまで市民の皆さんと行政それぞれが一本になって宣言をする条例だと思いますし、こういうまちづくりをしましょう、私たちが賛成です、という形で、これは市民が作る条例に、本当にその意味に近くなると思います。</p> <p>そういう意味での団体意思の決定ということになりますので、「協働」という理念は、これはもう全国共通の理念でございますので、大分市だけが市民の皆さんに「協働」という理念を理解してください、と強要しているものではございません、ですから、例えば今の市長が変わられてもこの概念は、まちづくりの基本的な概念としては、ずっと生き続けるものだと思っております。</p>
委員	<p>はい、では「市民参画・協働のまちづくり」と言えばどうですかね、市民が参画する、そして協働です。「協働」だけが大きく出てきたりすると違和感があるけど、市民参画、協働、まちづくりとかだったら、「協働」も生きるし。</p>
委員	<p>切り口によって色んな言い方があると思うので、決してそれが間違いでもないし、十分か不十分かということになると、切り口によってまた色々あるうかと思っておりますので、それはそれで言い得ていると思えます。</p>
委員	<p>今、少し考えをまとめているところなんですけど、「協働」の理念というのは、あるいは今おっしゃったように、大分市だけでどうのこうのだけではなくて全国的に協働のまちづくりというのは、おっしゃったとおりかなと思います。</p> <p>だから、確かにその行政サイドからは呼びかけ、市民のサイドからは制限的意味を持っている、あとだからこれを項目として挙げてきた時に、煮詰めないといけけないのはその内容の部分かと、それで市民がどう受け取っていくのかと、項目として「協働」とぱっと出た時に、理念としては全国共通になっているけど、ただ大分市としてその中に市民参画であったり市民の宣言であったりが盛り込まれている、行政はそれに対して、市民に対して、常時呼びかけをするためにここにこういう項目があるんだ、ということはどう条例に反映させていくかということによって、この「協働」の意味が変わってくるのではないかと思います。</p> <p>項目そのものは、私的にはこれは、あんまり項目に色々付けてしまうと、スッキリ感がなくなってしまうので、項目としてはこれがベストかと、色々付けてしまうと、最初の「市政への住民参画」とかその部分で明確にしている部分が、逆にぼやけてしまうのかなという気がするので、项目的にはこれで良いかと、あと煮詰めるのは今言ったような理念的なものがある程度含まれたようなものを、この中にどう活かしていくかというのを協議した方が良いと思いました。</p>
副部会長	<p>私も色々なところに視察に行かせてもらってまして、今、委員さんが言われたような考え方が一式かといえれば決してそうじゃなくて、むしろあの北海道の栗山町もそうですし、多治見市もそうですし、色んなところで「協働」というのを敢えて使っていないというところもあって、逆に今、「協働」の定義の仕方が問われてきているというのが、大方の考え方じゃないかなと思っております、いわゆる時代の社会的な変遷の流れの中でひとつのスタイルが出てくる、今、「協働」という言葉が出てきた背景というのは、改革派首長とか知事とかいう人たちがこの「協働」という言葉を使いたがっている、いやちょっと待てよ、という片</p>

	<p>方の考え方も出てきておりました、やっぱりこのことの定義というのは非常に曖昧だと、要するに直訳するとアウトソーシングなんです、民間委託、いわゆる事業委託ということ、だから直訳という言葉を使いたくないんですけども、やっぱり直訳的な意味合いからすれば、当然出てくるんで、そうなってくると、住民が一部を行政に信託するという理念条例ですからね自治基本条例は、そうなると敢えて市民に対して何かを課して縛りを入れるというのは決して良くないかと、だから、それよりも今言ったように市民参加とか地域自治をどうやって議論していくかといった方が、その「協働」という考え方よりも、むしろ素直になるのかなと、市民から受け入れた時に、この「協働」という言葉を敢えてなぜ使わなければならないのか、少し私もよくわからない、そこがどうも気になります。</p>
部会長	副部会長さんのお考えでございますけれども、どうでしょうか。
委員	<p>団体の意思としての条例ということ、要は市民も併せて行政としての意思としての条例、そこが重要なことであると思うし、「協働」というよりは、もう少し柔らかい表現だけという捉え方じゃないんですね。</p> <p>本質の部分、「協働」の意味合いの定義そのものが少し見直しをしなければいけないと取られてしまうんですけど、その辺のところは僕自身がよくわからないんだけど。</p>
副部会長	<p>だから、「協働」と言っても市民参加ですよ、それから、地域自治ですよ。</p> <p>だからそれで解決するんです、敢えて「協働」を盛り込んでいかなければいけない理由はないんです、はっきり言って。</p>
委員	だから、それがやっぱり本市の自治があるっていう、双方でやってるから良いと思います。
副部会長	<p>だから、「協働」という定義はどこでどうなるの、良くわからんけど。</p> <p>敢えて入れなければならない、という定義。</p> <p>だから、行政として今のスタイルの中で、「市民協働のまちづくり」をしましょうと、そして「日本一きれいなまちづくり」をしましょうというのは、それはそれで良いんです、これは理念条例ですから。</p> <p>あくまでも今言ったように、その市民が行政の一部を行政に対して信託している訳ですから、だから行政が敢えて市民も巻き込んで条例を作るんですよ、と言いつつもやはり主力は大体行政の中で議論をしてきている、そのルールをある程度敷かれている中での部分ですから、だからなかなかそこまではわからない部分が出てくると思うので、例えば市民の中でも色々な意見が多分出てくると思うんですよ、今度オープンにして例えば市民意見交換会をやっていくと、その時にどうなのかという話しになった時に、なかなかこう釈明のしようがないと思いますか、そこのところが多分出てくるのかと、意味合いからすると。</p>
委員	委員さん、これまでに「協働の推進」、指針の策定などをやってきて、何かそういう弊害がありましたか。

委員	<p>私、個人的には副部長さんがおっしゃっている部分は、少し政治的な解釈も入れられているのかと、ご自身の主義、主張が入られていると思うんですけど、市民の中ではそこまで、その条例を読んだ時に果たして「協働」にそこまでの意味合いを、意義付けをできる方がいらっしゃるのかなという気はします。</p> <p>というのは、私どもは「協働」というのはあくまで市民の人と一緒に作り上げる形だと考えておりますので、例えば地域主権でありましても、例えば予算が一括交付金とかになりますと地域に予算が下りてきて、地域の自主的なご判断で使ってくださいとかいう場面が出てくるかもしれませんが、それは、自助、共助、公助と先ほど言いましたが、そういう形で地域にある程度の自主性を持って、まちづくりに参画していただこうと、行政は行政でできる分野で、行政が果たさなければならぬ、最終的に地域では解決できない部分を手助けをしながら、また、行政自身の手でそれを遂行していく、こういう行政主体としての考え方の中で、住民の皆さんとどうやったら一緒にまちづくりをやっていけるかという中で「協働」というのを捉えていますので、副部長さんがおっしゃるほどの位置付けというのは私はしていないんで、特に違和感はないんですけども。</p>
委員	<p>全然ご異論はないし、今で私は十分だと思いますので、それを更に発展させていけば良いと思いますが。</p>
副部長	<p>まあ、これは中身の議論だから、一応項目をどうするかという部分ですから、中身でかなり議論を詰めていかないといけないと思っているので、とりあえず項目として、いただいたような意見が割れているのであれば、一応残してまた引き続いて議論をしていく、ということでも良いかと。</p>
部長	<p>少し私の意見を言わせてください。</p> <p>「協働」というこの形は、まちづくりが最終的な目的ですよ、その手段として皆さんが市政に参加して一緒にやりましょう、というのが「協働」というもので、さっき副部長さんが言われたような、この言葉を使ったら市民の義務化の観念がうまれるんじゃないかという、これには私は頷けない面があるんですが、それはともかくとして、先ほどから委員さんが言っておるような形での「協働」という概念の捉え方をこの条例の中できちんと定義づけるというようなことに持っていくとすれば、それはそれで問題が解決するのかなと、そう思うんですけども。</p> <p>私のつまらない意見ですが、そう思います。</p> <p>はい、どうぞ、次。</p>
副部長	<p>少し想いだけを、平成12年に地方分権一括法が施行され、その時に初めて、要するに上位下達、中央集権的なこれまでの長い間、日本でやってきた行政システムが根本から180度変わった訳で、そこで初めて地域主権、いわゆるどういう意味かというところ、地方分権というか、政権が変わって色々言い出したんで少し混乱してるんですけども、初めて自治固有の事務になったということで、今までは委任事務という位置付けだったんです、まだ新しいんですよ、本当に新しいんで</p>

	<p>す、それなのに、今言ったようにこれから目指そうという時に一番大事なのは何かっていったら、主権在市民ということが基本なんで、あくまでも主人公は市民ですよ、ということが基本にあるもんですから、あまりややこしい言葉を使ってこの中に織り込んでいくのは、ちょっと困るなど。</p> <p>実際、多分市民の皆さんも色んな今考え方が出てきてますので、インターネットを見たら全部出ますから、「協働」という言葉も、それはどういうことかと言うと、調べたらすぐ分かるわけです、だからそういうものをいとも簡単に使って良いのかどうなのか、というものがあるものですから、想いだけを言わせてもらいました。</p> <p>大変悩ましい問題でありますけれども、想うところは市民参画ということで、決して行政主導ではないんだと、一緒にまちづくりをやりましょうという意味での想いだろうと思います。</p> <p>想いの部分は同じで表現の仕方をどうするか、ということだと私は理解しております。</p>
<p>部会長</p>	<p>1点だけ、よろしいですか。</p> <p>私もこれ担当している部署として、どうしても言っておかなければいけないのは、「市民協働のまちづくり」というものをこういった指針も出しておりますし、大分市の特色ある呼びかけのスローガンとして、こういう市民協働ということと呼びかけております。</p> <p>私は、先ほど色んな首長さんがいらっしゃって、決して主流ではないとおっしゃっていましたが、少なくとも、大分市に視察に見えるところに聞きますと、「協働」という概念はやはりこれからの行政になくてはならない手法である、まちづくりの大変重要な手法である、と思っておりますし、そういった理念が大事な、と私自身は感じております。</p> <p>したがって、一方で「市民協働のまちづくり」ということを大分市の大きなテーマとして掲げながら、基本条例である自治基本条例の中に「協働」という言葉を否定する、「協働」という概念を入れたくないということは、これは相反する形になると思いますし、それは自治体として整合性のとれない話であると、私、個人的には思います。</p>
<p>委員</p>	<p>あの、私も色々な会をしていて、何年か前から「官民協働」というのがよく使われていたんです。</p> <p>その時にうちの会の方からいったら、これをするということは行政の言うことを聞かないとできなくなるんだから、というイメージが皆にあって、行政が言うとおりのことに沿っていけば上手くいくんだ、という一般的な考え方で、そういうイメージが「協働」に少しあるのはあります。</p> <p>偏った考え方とは思いますが、一般市民はそういう考えでいるから、違う意味の「協働」で私の言っているとおり一般の市民は考えているということ、官の言うことを聞かなきゃこれはできないんだよという、本当に、なのでこれとこれは別個のものというようになるようにしたいなと思います。</p> <p>一般的にはそういう、官の言うことを聞かなければそれが上手くいかないよ</p>

<p>委員</p>	<p>「協働」ですけれど、というイメージがあるんです。</p> <p>私の捉え方は、例えば今、運用上で色々な活動を行ってきた側面から見てきて問題点があるとすれば、やはりそれはその地域の役員だけの活動になってきたとか、もっともっと若い人たちも取り込んで、ビッグにイキイキとこうまちづくりに向かっているという、そういうところに全然行ってない、そういうところというのは、非常に今大事なところであって、共に知恵を出して良いまちを、少なくとも財政が大変厳しい中で、何でもかんでもやる訳じゃないから、やはり納得しつつ、最大公約の中で安くて良いまちづくりというようなことも、色々な幅の広い意見を取り上げていきながらという、そっちの方を大事にするようなものが私は条例だと根底には思ってますので、確かに言えば難しいところになるけど、そこにずっと行ってしまうと本質の目指すものが少し変わってくるということにもならないかという心配もあるので、目指すところはそこでしょと、そうすると、それはそのままにしておいて、あとの仕組み作り、そういうもので補っていくという考え方で良いのではないかと思うんですけど、どうですかね。</p>
<p>委員</p>	<p>では、私たちはPTAでは行政ではなくて学校との「協働」ということで、色々なことを計画したりしていく訳なんですけど、その中での、若いというかは別にして、私たち世代の中での「協働」という理念は自分たちの意見も言うし、学校側の意見も聞く、そこの中でお互いが折り合いながら、子どもたちにとって一番良いことを、というのが目指すところで、「協働」に関しての理念の中で、学校側の意見を一方的に聞くとか、それを行政に置き換えれば、行政の意見を絶対聞かないといけない、というような感覚はないんですよ。</p> <p>だから、私は割とその「協働」という理念に関しては、すんなりと入ってこれた部分、ただそれを、この会議の中で色々な意見を聞く中でそういう逆の立場の考え方、行政主体という捉え方があると聞いて、ああそうなんだ、共にじゃないんだ、というふうに改めて感じたぐらいなんで、やっぱり目指すところは市民参画としていくうえで、どうしたら良いまちづくりができるか、というための基本条例なんで、理念的なそこに「協働」という言葉がどう反映されていっていかっているのが、ある程度市民に伝わるような書き方、内容をこれから検討していけば、そこまで「協働」に関して拘る必要がないのではないかと、逆にそれに拘ってしまうと、色々この大分市の制度の中にある協働の基本指針であったりとか、協働参画であったりとか、そういうものが全てそこでの「協働」ということを審議し直さないといけなくなってくるような、何か大分市としての統一性が逆になくなってくるのかなと。</p> <p>大分市としてこういう指針があるのは、ここにある自治の基本条例のこの「協働」が活かされているんだよ、というのがもう少し明確になるような話し合いをした方が良いのではないかなと。</p>
<p>副部長</p>	<p>どういいますかね、今、現実に委員さん、執行部機関の責任者という立場で「市民協働のまちづくり」という現実に今大分市が進めています。</p> <p>これは規定路線ということで、ルールが敷かれている、だから敷かれている中で絶対これを織り込まないといけないんだという発想に立つと、もう議論する余</p>

地が無くなるんであって、ここはフリーな場ですから、中身の具体的なところまで踏み込んでなくて、まあ項目をどうするかという議論ですから、ある意味では全体の検討委員会があるので、皆さんの意見を聞くということもまた必要な思います。

この意見が全てだとは思っていないんで、色んな意見を受けながらやっていかないと、もう最初から既定路線ありきの考え方で条例を作っていくのであれば、検討委員会も必要ないし、我々も入る必要もないんで、だからやっぱり色んな議論を出して検討委員会全体で議論をしていって、その結果として今言ったように「協働」という考え方が、こういう方向で行きましょう、というのであれば、それは皆さんの総意ですから、その総意の中で逆に市民の中に入っていき、それを持って、そうすると市民の皆さんの意見が出てくる、そのことを持って帰ってまた議論を多分すると思うんで、それで最終的に「協働」という考え方がお互いが理解し合えるというようなところまで行けばね、ひとつの目的に達すると思います。

なかなか委員さんが言われたような既定路線という形になってしまうと、議論の余地が無くなるので、両方並論みたいな形が一番良いと思います。

委員

私は、既定路線というつもりで言った覚えは全くありません。

何でも良いと思うんですけど、例えば、「住民参画のまちづくり」でも結構だと思うんですが、私どもが呼びかけているのは、地域のことは、自分たちでできることは自分たちでやりましょうよ、というところが一番の根本です。

いわゆる住民自治というところになろうかと思いますが、協働の推進の中でもそこをやはり一番基本に置いておまして、行政でできるところはもちろんやりますけれども、住民の皆さんの中で、地域に課題があったら地域の活性化に向けて、もう少し地域のことは自分たちで解決する努力をしましょうよと、そうしないと、今からの住民自治というのは広がりを持ちませんよ、これだけコミュニティの再生が叫ばれる中で、そういう趣旨でやっておりますので「協働」という言葉に拘っているわけではございません。

あくまで、地域が元気になっていただく、市民の皆さんが市政に参画をしていただく、そういうことが大事であって、「協働」そのものの理念をですね、皆さんで議論し合って、そこで「協働」とはこういうものだよ、というのは決めることが整合性を持つ話しなのかどうかという問題もありますし、私としては言葉に拘っている訳ではなくて、市の政策、施策として、整合性が取れなくなるのではないかと、ということをお先ほど言わせていただきました。

部会長

はい、ふたつの大きな流れができておりますけれども、一応どこが落ち着きどころを探さないといけませんので、全体として、まちづくりの市民参加の形態としての「協働」というような、そういう意味では皆さん、共通の理解は得られているのではないかと思います。

そういう考えた方に立つ時に、「協働」という言葉を敢えて使うとすれば、その定義付けをもう少し、この条例の中身を含めてやっていただく、この部会では一応、この項目で結論を出すことにして、ただ、参考意見と申しますか、もうひとつの考え方がございました、ということで全体部会に報告をする、そういうこ

	<p>とでいかがでございますか。</p>
委員	<p>それに、市民参画を入れてもらった項目としてまとめてもらったなら、もう少し意味がわかるんじゃないかと。</p> <p>項目を、「協働の推進」だけじゃなくて、「市民参画・協働推進」、項目のところにひとつ。</p>
部会長	<p>先ほど私が申し上げたのは、まちづくりの市民参加という意味が、あの形態が、この「協働」だと、ということでまとめさせていただいたので、その中身が「協働」という言葉の中に含まれているというふうに理解を私はしておるんですが、その部分を定義付けの時にしっかりと市民の皆さんに理解が得られるような定義付けをこの後ですね、具体論の時に議論をしていく、そういうことでいかがですか。</p>
副部会長	<p>よろしいですか、今までの議論は全部ここにかかっているんですよ、いわゆる都市内分権に。</p> <p>要するに、本当に地域の中でどういうことが今から考えられていくのか、地域の中でどう今ある、例えば自治会組織とか色々あるけれども、都市内分権によってそのことがどう活性化していくか、そのことによって「協働」の考え方も自ずから変わってくるのであって、そのところを行政としてどういうふうな導き方をしていくのか、ということがこれからの大きな地方分権、地域主権の考え方になるので、そのことが柱になれば「協働」というのは枝葉の部分になってしまうので、そう大きな問題にはならないと思うので、「協働」だけぽっと出てくると、やはり幹になってしまっているから、それではやはりおかしいということで、地域主権というひとつの考え方の中に都市内分権と定義しておく、そうすることによって「協働」というのが枝葉の部分になっていけば、それはそれで理解ができるのかなと、そういう意味で言わせてもらいました。</p>
部会長	<p>先ほど、私のまとめた方向付けで、一応この問題は終了してよろしゅうございますか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、そういうことで「協働の推進」という項目で取り扱いを進めてまいりたいと思います。</p> <p>次に、今、意見のご表明がありました「都市内分権・地域自治」という、この項目でございますが、事務局、少しこの辺を、説明をしてもらえませんか。</p>
事務局	<p>はい、この項目につきましては、大分市で今いますと、資料に記載されております、地域力向上推進事業や支所予算、そうした部分を今後拡大するののかも含め、この項目というものが議論されるものと考えております。</p> <p>地方分権という流れの中で、さらにはその自治会の方に、どのような協力をし</p>

	<p>てもらうのか、という内容を踏まえた議論をしていただければと思います。</p>
部会長	<p>参考のために、既存の条例のこの部分はどういうものがありますかね。 以前配っていただいた資料では。</p>
事務局	<p>資料の最後の方のページに都市内分権等というくくりで7番、札幌市と上越市の条文が該当するであろうということで載せております。 これは、それぞれの都市毎にその温度差があると思いますので、これを大分市に当てはめるということがどうなのか、という問題もあろうかと思ひますし、大分市も既に、明確な条例等はありませんけれども、支所を中心としたまちづくりというのを徐々に進めてきておりますので、そういうところと関連してくるのではないかと思ひております。</p>
部会長	<p>はい、この他都市の、既存の分も参考にしながら、少しご意見をいただきたいと思ひますが、どうぞ。</p>
委員	<p>ここは、先ほど副部会長さんがおっしゃたように、まさに市域内分権とかその辺に関わってくるので、規定の取り上げようによってはですね、権利にもなりますし、逆に義務化につながる恐れも、先ほどずっと「協働」で議論してきたようなことが危惧される面も出てくるのではないかという心配がありますので、私としてはここで何かひとつの項立てをして、用立てをしてあげるといふのは、材料といひますか、皆さんの議論の前でこんなことを言ったら悪いですが、何も思ひ浮かばなかったんです、自分でこう考えてみても、なかなか難しいという受け取り方をしました。</p>
副部会長	<p>済みませんが所用がありますのでもう少ししたら退席しますが、最後に、今あるのが、例えば支所というエリアがあって、そこに支所が置かれて、出張所が置かれている、その中に自治会組織がある、それで、要はこれからの時代、それでもう良いんだ、その中で十分賄えるんだということなのか、いやそれじゃあ賄えないから、このところはどのような定義は別にしても、何らかのその中身をあたっていくということがやはり必要じゃないか、ということがあれば、ひとつの方法として、地域協議会だとか、法的に整理されている部分といふのがあるので、そういうものを目指していくのかどうなのか、あるいはそうじゃなければ、また違った方法がないのかどうなのかといふことが、要は、今、財源と権限が国から地方に下りてきたように、大分市の中でその地域に財源や権限を下るせるのかどうなのかといふ問題がやっぱりあると思ひるので、そこが議論の焦点になると思ひてますので。</p>
部会長	<p>権限移譲の問題に絡む訳なんですね。</p>
副部会長	<p>そこまで断言はできませんけども、どの範囲でどうなのかと、要は、今の自治体組織なりがこのままで良いのかどうなのか、という問題もあると思ひますので、十分な議論が必要かと思ひます。</p>

	<p>すみませんが、ここで。</p> <p>副部会長 退席</p>
部会長	<p>先ほど、委員さんの発言もあって、中身の議論になると、非常にこう不安だといふところでありませうけれども。</p>
委員	<p>何か、「協働」のところから混乱してきている感じがしますが。</p> <p>自治会の独自性を、まあどこまで認めるのかとか、そういうところの部分を、今まであまり考えてきたことがなかったというのが正直なところなんで、副部会長さんがどこまでそれを整理したかったのかが私はよくわからないので、議論が、我々とした時には、一番想いを持っている部分がありますので。</p>
部会長	<p>無理に今日、ここで結論を出さなくてよろしいかと思ひます。</p> <p>特に副部会長さんも退席されましたし、欠席者もこういう具合でございますので、大変重みのある話をしたいというご意向もあったようでございますので、次の議論に回して、よろしゅうございませうか。</p>
委員	<p>一点だけ、よろしいですか。</p> <p>行政に携わっておりますので、この議論をもう少し分かりやすく行政の立場からご説明させていただきますと、要は都市内分権というのはお金の財源、要するに予算ですね、使えるお金をどういふ形で地域に権限と一緒に下ろしていくか、という問題にならうかと思ひます。</p> <p>今、大分市の中では、将来的には市域内分権というのを指してありまして、それをどういふ形で実現させていくのかという中に、市長の考えはですね、まず支所にある程度の権限と予算を配分する、それを地域の自主的な判断で使っただく、要するに支所管内のまちづくりに使っただくと、そういう形を、まず段階としては想定してありませう。</p> <p>徐々にそういう形へ予算と権限を下ろしていくことを想定してありまして、ですから、具体的なまちづくりということになりますと、この項目で想定されるのはそういうことにならうかと思ひますが、よその市を見ますと、先ほど副部会長さんがおっしゃいましたように地域審議会のようなものを受け皿として、支所ではなくて、行政側ではなくて、地域のそういう団体とかの受け皿を作っていく、そういう形のものを既定してありませうので、正直なところ、大分市としてはそこまでの想定はまだ無いんですが、そこまで踏み込んだ形で条例の中に盛り込んでいくかどうかという、そこまで目指していくかどうかという、その辺の議論にならうかと思ひます。</p>
委員	<p>どういふ区域というか、今、支所とか色々ありますよね、中央から西部、佐賀関とか、東部とか、大南とか。</p> <p>そういうところをひとつの拠点として、中心としてそこの中の中学校区とか小学校区とか色々なものをもって、基本的にどの単位で物事を考えれば良いのか、私とかよくわからないんです。</p>

<p>部長</p>	<p>今の行政のサービスエリアから申しますと、支所単位ということになると思います。</p> <p>今の「地域まちづくり活性化事業」というのは、支所単位でやっておりますし、支所単位である程度のお金と人を付けて、地域の方たちの自由な発想で活性化につながるような事業を起こしていただくという事業が、今、4年目に入りましてけどさせていただいております。</p> <p>中央の地区は、地区公民館単位で5ブロックに分けて、明野を入れたら6ですね、明野は出張所がありますので、出張所単位ということになりますが、5ブロック、地区館単位で分けてやっており、仮にまちづくりをそういう形で地域にある程度のお金も権限も下ろしていくというような、地域の主体性で自由に使っていただくようなお金を下ろしていくということになりますと、今の行政エリアで良いのかどうかも含めてですね、議論が必要になるかと思えます。</p> <p>従来からの踏襲でいきますと、やはり支所単位ということになると思いますが、ただ、その受け皿が支所になるのか、地域審議会のようなものになるのか、何とか協議会という形で各階各層の地域の代表の方が作られた団体が受け皿になっていくのか、その辺は行政的な手法で色々考えられると思うんですけど、大分市の場合は、当面は支所にお金を下ろしていこうということで、今、取り組んでいます。</p>
<p>委員</p>	<p>そうしたら、この支所が、住民の力がでる協議会とかを作っていくんですか。</p>
<p>委員</p>	<p>今、「ふるさとづくり運動推進協議会」というのがありまして、それが大体各階各層を網羅しているんですけど、それとは別にまちづくり協議会とか、特定の事業の実行委員会とか、複数もうそれこそ色々なものがあるんですが、受け皿は一本にまとめる必要があるというふうに、課題として持っております。</p>
<p>委員</p>	<p>自治区が中心になっているのは、小学校校区でまとまって、介護の方では中学校校区でまとまっているようなのがバラバラとあり、みんなそれぞれがまちづくりを担っていくので、そのところは、行政が一律に決めていくんですか。</p>
<p>委員</p>	<p>ですから、最小の単位と申しますが、地域の受け皿として、例えば支所ということになりますと、その下と言ったら悪いんですが、便宜上、校区が単位になるのか、自治区が単位になるのか、それはその地域の方々がお考えいただいて、校区単位でやりましょうということであれば、その方がスムーズに行くということであれば、そういう方法になると思いますし、現に今、地域一本にまとまっているところもありますし、校区単位でやっているところも、鶴崎のようところもありますし、7校区で、したがいまして、活動が一番活発なのは校区単位なんですね、校区単位で取り組んでいる事業が多いんです。</p>
<p>委員</p>	<p>では、これを検討する時は、そういうことを念頭に入れてしていくんですよね。そういうことを考えなくて新しい、これから先、5年、10年先のことを見ながら作っていくんだから、そういうことじゃなくて、新しくし直しましょうか、</p>

	とかいうような。
委員	全く今までの形を無視すると多分できないと思いますので、それぞれ地域でなじんできたやり方があるとおもいますので、そこは地域のお考えもあるでしょうし、市の考えとすり合わせていかないといけない部分だろうと思いますので、大変難しい、そういう意味で私は最初難しいと申し上げたんですが。
委員	ここから出発していくようになるから、まちづくり、地域づくりというのはですね。
委員	すみません、まちづくりに関してなんですけど、支所単位で3年前からやっていて、今度それが課が変わって市民協働推進課が、地区公民館は生涯学習課から移管したのも伴って、そこで個人的で悪いんですけど、南大分なんかは、今までやっていたのが、今度は、そういう支所単位でやってたような活動と同じようになってくる。 だから、まず3年間、そこで予算をもらってなかった訳なので、そのまちづくりに関しても地域によって温度差があり、実際に一番活性化するのが校区単位となった時には、南大分は校区公民館をどこも持ってないっていうのもあって、すごくそこでまちづくりということで、南大分は苦慮している部分があったりするので、その辺の支所が無いところであったりとか、校区公民館が無いあたりに関してどうするのか、ということも含めてまちづくりをどう推進していくのか、というものを考えていかないと、校区によって、地区によってすごく温度差ができてしまったら、目指す大分市としてのまちづくりの中で、あそこのまちは本当に目指しているまちづくりだけれど、こっちは違うよ、となれば大分市としての全体像がぼやけてしまうし、求めているものが違ってくるので、その辺をどう予算付けであったりとかも含めて透明化していくかっていうのが課題かなという気もするので、やっぱりすごく、ここの都市内分権に関しては考えないといけない部分が多すぎるなど、実際に今やっていることが全然バラバラなので。
委員	そういった意味では、新たな視点で自治区をどう設置するのか、というこのところって。
部会長	この項目を無くしてしまう、そういうことはできませんから、一応、今日の結論としては、この項目をきちんとこの条例の中に取り上げますよと。 具体的にその項目で何を謳うか、というのは今、皆様方から出たご意見を冒頭に報告していただいて、再度この次の会議で結論を出す、そういうことでまとめて良いですか。
各委員	はい。
部会長	ということで、本日の議論を終了してよろしいですね。 大変重要な項目でございますので、委員の皆さんの顔がもう少し揃った時に、議論をしたいと思います。

	<p>では、この次は、これをひとつ取り上げて、それから、大体上からきたんですけど、どうなりますか、この次の会議の中身は。</p>
事務局	<p>次回は都市内分権をもう少し議論されると思いますので、それが終われば、こちらからはどうも言いようがないのですが、今度、具体的な中身に入っていくのか、そういう形になろうかと思います。</p>
部会長	<p>中身を検討する場合の叩き台みたいなものが今度必要になるのでは。</p>
事務局	<p>それが必要ということであれば。</p>
事務局	<p>今、お話を伺いましたところ、やはり私どもがお示しをさせていただいております6番目の「協働の推進」、都市内分権もそうですが、ここの部分の議論をもう少し深めていただいて、ある程度、全体的なイメージをいただければ、今、部会長さんが言われたんですけど、こういう形で条文を整理してくれ、ということが私どもにお示ししていただけるのではないかと思います。</p> <p>ですから、気持ちとしては「協働の推進」、特に都市内分権との絡み、この辺を議論していただいて、一定のイメージで、こういう形で整理しなさい、とご指示をいただければ、叩き台みたいなものを作らせていただきたいと思います。</p>
部会長	<p>はい。わかりました。</p> <p>そういうふうな方向付けということでございますので、次回、あまり時間がありませんが、12月の議会が14日までなので、15日以降で。</p> <p>他の委員の日程も聞かないといけないんですが、ここに居られる方。</p> <p>15日の午前中で良いですか。</p>
委員	<p>15日の午前中であれば大丈夫です。</p>
部会長	<p>では、15日の午前中にこの部会を、9時30分からでどうですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>それでは、これで本日の議論を終了したいと思います。</p> <p>大変熱心なご議論をいただきありがとうございました。</p>